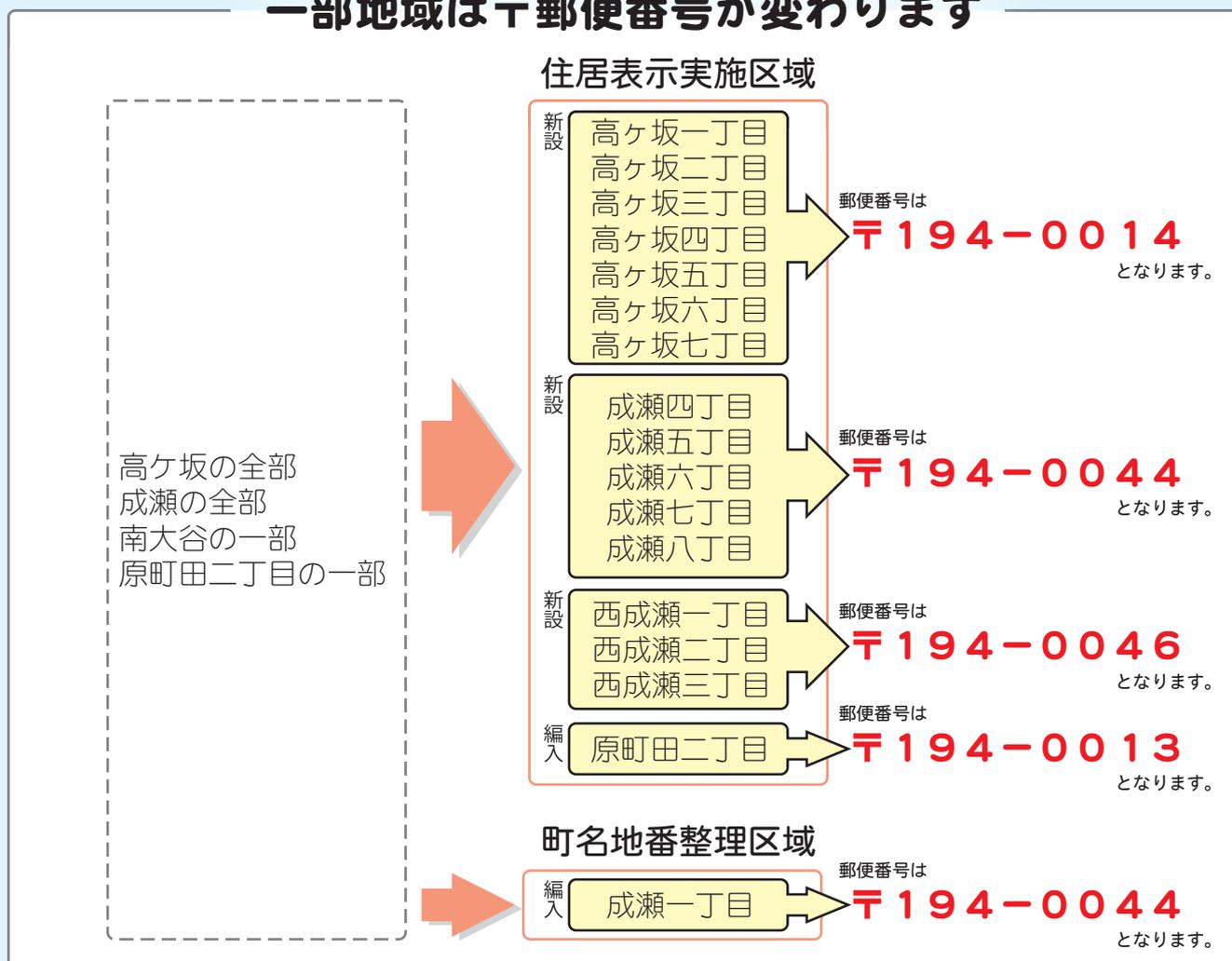


このしおりは

住居表示の実施にあたり、新しい住所への変更の諸手続きについてご案内いたします。なお、住居表示制度については次ページからの説明をご覧ください。

一部地域は〒郵便番号が変わります



目次

- 住居表示制度とその必要性 1
- 新しい住所の表し方 2
- 住居表示と地番 2
- 住居番号の定め方について 3
- 郵便番号について 3
- 無料ハガキについて 3
- 住所変更に伴う諸手続きについて 4
- 土地・建物を所有されている方へ 12
- 登記申請書の書き方について 13
- 町名表示板、住居番号表示板の設置のお願い ... 裏面
- 関係行政機関位置図 裏面

◆住居表示制度とその必要性

従来から、住所は、土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられ、当時は順序よくつけられておりましたが、現在では順序よく並んでいなかったり、大きい桁数の地域があります。それに伴い、地番を用いて表示している住所も複雑になってしまっています。

住居表示は、こうした地番を用いている住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

●住所が複雑だと……

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れることがあります。
- 2) 訪れる人が住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で誤配や遅配の場合があります。



●住所が複雑になっている原因……

- 1) 複雑な町界や大きな町区域。
- 2) 順序よく並んでいない地番やその枝番。
- 3) 分筆・合筆による、地番の枝番・欠番・飛番の発生。
- 4) 同一地番内に建つ複数の家屋や、数筆の土地にまたがって建っている家屋。

こういった状況を改善するために、市街化が進んだ地域などから、順次、住居表示を実施しています。

町田市においては、昭和39年に行われた原町田に始まって、中町、旭町、玉川学園と続き、最近では2012年10月に金森地区において実施しました。現在では町田市内の60の町が住居表示実施区域になっています。

◆新しい住所の表し方

住居表示の実施に伴って、以下のように住所の表示の仕方が変わります。

●住所の表示(例)

住居や店舗などの建物に対して付番します。



※ご自分の新住所は「住居番号決定通知書」等でご確認ください。

◆住居表示と地番

「地番」とは各土地に付けられた番号のことで、法務局所管の土地登記簿の表題部などに記載されています。一方、住居表示の「街区符号」や「住居番号」は、住居や店舗など、建物の住所(場所)を表すために付けられた番号です。(※建物登記上の「家屋番号」とは異なります。)

住居表示が実施された地域でも、不動産(土地・建物)の登記は地番で表わされるので、地番が消滅することはありません。また、戸籍上の本籍地も、原則として地番を使用する^(注1)こととなっています。

●不動産の表示(例)

不動産の表示は現在の町名が「新しい町名」になり、字名は廃止されます。地番は変わりません。



●本籍の表示(例)

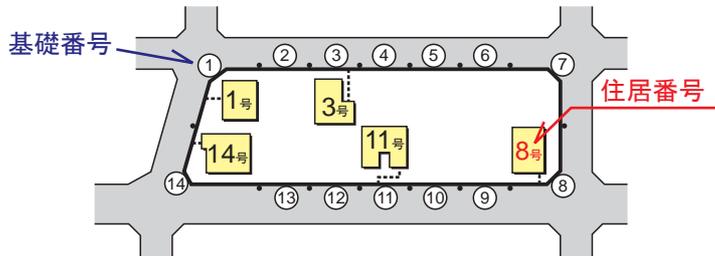
本籍の表示は現在の町名が「新しい町名」になります。地番は変わりません。



(注1) 転籍手続きをすることによって、新しい住所(住居表示)の街区符号までと合わせることができます。本ページの例の場合、「町田市 高ヶ坂成瀬西成瀬 22番」のようにすることが可能です。(11ページに転籍の手続きについて記載しておりますのでご覧ください。)

◆住居番号の定め方について

住居番号は、街区の周囲(道路等の境界線)を特性に合わせて区切り、右回りにふられた番号をもとに決定します。区切りごとにふられた番号を『基礎番号』といいます。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号となります。



上にある図は街区のイメージ図です。街区のまわりについている番号が基礎番号です。住居番号は出入口の位置(上図では破線で表示)によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。

◆郵便番号について

区域内の郵便番号は下記の通りとなります。

【住居表示区域】

高ヶ坂一丁目～高ヶ坂七丁目 …… 〒194-0014
 成瀬四丁目～成瀬八丁目 …… 〒194-0044
 西成瀬一丁目～西成瀬三丁目 …… 〒194-0046
 原町田二丁目 …… 〒194-0013

【町名地番整理区域】

成瀬一丁目 …… 〒194-0044

◆無料ハガキについて

配付した無料ハガキ(1袋=50枚)は新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのものです。これらは日本郵便による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、無料ハガキが入っていた封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。

無料ハガキが不足する場合には日本郵便へご連絡ください。

◆日本郵便㈱ 町田郵便局 TEL.042(722)2289

郵便はがき

194-0000

町田市森野〇丁目〇番〇号

親類
花子
様

通信事務郵便

町田郵便局

住所の表示変更のお知らせ

1194-8799 あなたの住所にも郵便番号を

お知り合いなどの宛先・宛名をご記入ください。

住所の表示変更のお知らせ

2014年(平成26年)7月21日から、町田市高ヶ坂・成瀬地区において住所の表示変更が行われます。これにともない、あなたのお知り合いの住所が、下記のとおり、変更となりますのでお知らせいたします。

○変更日以降、郵便をお出しの際は、下記の郵便番号及び住所をご記入ください。

○お手数ですが、あなたの住所録をご訂正ください。

記
郵便番号 194-■■■■■
住所 町田市高ヶ坂一丁目 ■番 ■号
町田アパート101号室
ご氏名 町田 太郎

ご自分の
・新しい郵便番号
・新しい住所
・氏名
をご記入ください。

◆住所変更に伴う諸手続きについて

みなさんの住所の変更に伴い、行政各機関で管理している登録住所や、皆さんがお持ちの証書も新しい住所になります。

市役所の公簿類(住民票や戸籍など)のように、市役所が職権で新しく書き換えるものもありますが、一方、皆さまにご自分で変更の手続きをしていただくものもあります。

以下のとおり関係事項をまとめましたので、ご自分に該当する項目をご確認の上、それぞれ手続きをしてください。

なお、**銀行や保険など一般民間企業との契約等については**、それぞれの企業によって手続きが異なりますので、お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせの上、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

公簿類

これらの公簿類は、変更手続きの必要はありません。

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
住民票 (住民基本台帳)	住民登録をしている方	市役所市民課	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。	
戸籍簿 (本籍欄)	本籍がある方			
戸籍の附票 (住所欄)	住民登録をしている方			
印鑑登録原票	印鑑登録をしている方			
公的個人認証サービス	公的個人認証サービスの登録をしている方			
固定資産税課税台帳	区域内に不動産をお持ちの方	市役所資産税課	手続きの必要はありません。 平成27年度課税分から変更になります	
国民健康保険被保険者台帳	国民健康保険の被保険者	市役所保険年金課	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。 ※被保険者証については 7ページを参照して下さい。	
選挙人名簿	選挙権のある方	選挙管理委員会	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。	

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

法務局（登記）関係

	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
不動産の登記（土地・建物）	不動産（土地・建物）の 所在の変更 （表題部）	実施区域内の 土地・建物 を所有している方	東京法務局 町田出張所 TEL 042(722)2414	不動産の所在（表題部）については、手続きの必要はありません。法務局が職権で新しい町名などに書き換えます。	
	不動産（土地・建物）の 所有者の住所変更 （権利部）	国内に土地・建物 を所有している方	土地・建物等の所在地 を管轄する法務局 （郵送可）	手続きが必要です。 ただし、期限は なく、その不動 産の売買や相続 などの時まで に書き換えれば 結構です。	・登記申請書 ・住居番号決定 通知書 ※詳しくは 12～15ページを ご覧ください。
	不動産（土地・建物）の 抵当権者などの住所変更 （権利部）	国内の土地・建物 に、抵当権・賃借権・ 仮登記など、権利者 として登記している方	町田市内の不動産は… 東京法務局町田出張所 町田市森野2-28-14 TEL 042(722)2414		
会社・法人の登記	商業登記や法人登記の 本店（主たる事務所） の所在地の変更	登記をしている 会社・法人の 代表者	本店（主たる事務所） の所在地を管轄する 法務局 及び	[本店] 実施日以降～ 2週間以内	・登記申請書 ・住居番号決定 通知書 ※詳しくは別冊の 「会社・法人などの 変更登記の手引」 をご覧ください。
	商業登記や法人登記の 支店（従たる事務所） の所在地の変更		支店（従たる事務所） の所在地を管轄する 法務局	[支店] 実施日以降～ 3週間以内	
	商業登記や法人登記の 代表者などの住所変更				

住民基本台帳カード

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
住民基本台帳カード の住所変更 ※写真なしカードの場合は、 手続きの必要はありません。	住民基本台帳カード をお持ちの方	市役所市民課 TEL 042(724)2123 各市民センター	7月22日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	・住民基本台帳 カード ※変更手続き時に 暗証番号が必要 となります。

在留カードなど

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証	左記カードの いずれかを お持ちの方	市役所市民課 TEL 042(724)4016 各市民センター	7月22日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	・在留カード ・特別永住者 証明書 ・外国人登録証

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

自動車・オートバイ等

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110 忠生地区交番 町田市忠生1-11-1 都内の警察署、試験場、及び免許更新センター	7月22日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	【現住所の変更】 ・住居番号決定通知書 ・運転免許証 【本籍の変更】 ・本籍の変更についてのお知らせ ・運転免許証
<p>区域内に本籍をおいている場合には、実施日以降に、戸籍の筆頭者に対して2通ずつ「本籍変更のお知らせ」を送付いたします。</p> <p>※ もし不足する場合には、市民課、各市民センター、各駅前連絡所 及び 木曽山崎連絡所にて証明書を無料発行できますので、実施日以降、窓口にお申し出ください。</p> <p>※ なお、本籍のお知らせは、「住居番号決定通知書」(住所)とは異なる時期(実施日以降)に送付予定ですので、現住所と本籍の両方を変更される方は、「住居番号決定通知書」と「本籍変更のお知らせ」の両方を受領してから手続きをしてください。</p>				
二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有している方	市役所 市民税課 TEL 042(724)2113 忠生市民センター TEL 042(791)2802 鶴川市民センター TEL 042(735)5704	7月22日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・標識交付証明書
自動車、オートバイ(126cc以上)の車検証の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)の所有者又は使用者	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 TEL 050(5540)2033	7月22日以降、変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書(申請書は1枚25円です) (↑但し、軽二輪車は1枚40円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証 (↑但し、軽二輪車は ・届出済証 と ・自賠責保険証 です) ※軽二輪車は使用者と所有者が異なる場合は、所有者の押印も必要です。
軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 府中市朝日町3-16-22 TEL 042(358)1411	7月22日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書(申請書は1枚30円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証 ※使用者と所有者が異なる場合は、所有者の申請依頼書が必要です。

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

年金関係

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
年金加入者の住所変更	年金加入者のうち ・第1号被保険者	届出の必要はありません。 第1号被保険者…国民年金に加入の自営業の方など		
	年金加入者のうち ・第2号被保険者 ・第3号被保険者	いずれも勤務先へ届出してください。 第2号被保険者…厚生年金や共済組合の加入者 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている妻又は夫		
年金受給者の住所変更	年金を受け取っている方のうち ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者	原則、届出の必要はありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">ただし、介護施設入所等のために、現住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は八王子年金事務所にお問い合わせください。 また、実施後も日本年金機構から年金受給者に送られる通知のあて先が変更されない場合は、「住所変更届」が必要なこともありますので、その場合も、八王子年金事務所にお問い合わせください。 ※「住所変更届(ハガキ)」は、市役所保険年金課又は各市民センターにもご用意しております。</div> 【日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】		
	年金を受け取っている方のうち ・共済年金受給者	各共済組合へ届出してください。		
60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方の住所変更	60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方	「住所変更届(年金待機者用)」を日本年金機構に提出していただく必要があります。 詳細は八王子年金事務所にお問い合わせください。 ※「住所変更届(ハガキ)」は、市役所保険年金課又は各市民センターにもご用意しております。 【日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】		

国民健康保険関係

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
国民健康保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2124	引き続き使用できますので、 特に手続きは必要ありません。	・被保険者証
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方	各市民センター		・受給者証
国民健康保険限度額適用認定証	認定証をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2130	ただし、表示の訂正をご希望の方は7月22日以降、変更手続きが可能です。	・認定証
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

福祉・医療・その他保険等

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
児童育成手当	手当を受けている方	市役所子ども総務課	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。 ※児童扶養手当の証書については9ページをご覧ください。	
児童手当				
児童扶養手当				
乳幼児医療費助成	助成を受けている方	市役所子ども総務課	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。 ※それぞれの医療証については9ページをご覧ください。	
義務教育就学児医療費助成				
ひとり親家庭等医療費助成				
障害児福祉手当	手当を受けている方	市役所障がい福祉課	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。	
特別障害者手当				
心身障害者福祉手当				
重度心身障害者手当				
心身障害者医療費制度受給者証 (障 受給者証)	受給者証をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2136	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。	
自立支援医療受給者証(更正医療)				
障害福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)3089		
介護保険被保険者証	証書をお持ちの方	市役所介護保険課 TEL 042(724)4364	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。	
介護保険負担限度額認定証	証書をお持ちの方	市役所介護保険課 TEL 042(724)4366		
生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証				
後期高齢者医療被保険者証	証書をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2144	手続きの必要はありません。 有効期限の更新のため、旧住所のものを7月中旬頃にお送りします。7月末頃に新しい住所に書き換えたものを再度お送りします。	
後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証				
後期高齢者医療特定疾病療養受療証				

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

福祉・医療・その他保険等

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143	手続きの必要はありません。 すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。	
乳幼児医療証 (乳医療証)	医療証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2139	引き続き使用できますので、 特に手続きは必要ありません。 ただし、表示の訂正をご希望の方は7月22日以降、変更手続きが可能です。	・医療証 ・印鑑
義務教育就学児医療証 (子医療証)		各市民センター ※医療証は後日郵送で交付します。		
ひとり親家庭等医療証 (親医療証)	医療証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143 ※後日郵送で交付します。		
大気汚染医療 (気管支ぜん息等) (都医療券)	医療券をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143 ※手続き後に郵送で交付します。	7月22日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・医療券 ・住居番号決定通知書
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2148	7月22日以降、すみやかに変更手続きをしてください。 なお、7~8月は窓口が大変込み合っております。	・身体障害者手帳 ・印鑑
愛の手帳 (療育手帳)				・愛の手帳 (療育手帳) ・印鑑
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2145	変更は更新等のお手続きの際でかまいません。	・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑
自立支援医療受給者証	受給者証をお持ちの方			・受給者証 ・印鑑
難病医療券 (都医療券)	医療券をお持ちの方			・医療券 ・住居番号決定通知書
被爆者健康手帳	手帳または第一種(第二種)健康診断受診者証をお持ちの方	市役所福祉総務課 TEL 042(724)2537	7月22日以降、変更手続きをしてください。	・居住地(氏名)変更届(都内変更) ・住居番号決定通知書 ・手帳または健康診断受診者証 ・手当証書(手当受給者のみ) ・印鑑

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

その他

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
入札参加資格申請	町田市において入札資格を有する事業者	東京電子自治体 共同運営サービス トップページ (https://www.e-tokyo.lg.jp/) による変更申請 (お問い合わせ先) e-tokyoコールセンター TEL0570-05-1090	詳しくは、 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">トップページ</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">電子調達</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">マニュアル</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資格審査申請</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請の手引き(工事・物品)</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更</div> をご覧いただくか、 左記までお問い合わせください。	
町田市役所へ届出している本店・支店の所在地の変更	町田市役所に対して届出している会社等	市役所市民税課 TEL 042(724)2113	7月22日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 所在地の変更をした法人登記の謄本コピー（履歴事項全部証明書） 印鑑
社会福祉法人の定款変更（事務所在地、基本財産所在地）	社会福祉法人	所轄庁（国の場合は東京都） ※町田市が所轄庁の場合は、 市役所福祉総務課認可指導係 TEL 042(424)4094	7月22日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	※所轄庁にお尋ねください。
工場・指定作業場	左記の代表者	市役所環境保全課 TEL 042(724)2711	7月22日以降、変更届を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 工場・指定作業場氏名等変更届出書 (東京都環境確保条例 第13号様式)
揚水施設			※様式はホームページからダウンロードできます。	<ul style="list-style-type: none"> 揚水施設氏名等変更届出書 (東京都環境確保条例134条4項に基づく届出)
特定施設（水質汚濁防止法）				<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書 (水質汚濁防止法様式第5[第7条関係])
特定施設（騒音規制法）				<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書 (騒音規制法様式第6)
特定施設（振動規制法）				<ul style="list-style-type: none"> 氏名等変更届出書 (振動規制法様式第6[第8条関係])
診療所、薬局・薬店・施術所・医療機器販売業者等の代表者の住所及び所在地の変更	左記施設の開設者の方	町田市保健所 (生活衛生課医務薬務係) 町田市中町2-13-3 TEL 042(722)6728	法律等により、定める期限内に手続きが必要な場合がありますので、左記にお問い合わせください。	
被爆者一般疾病医療機関	指定されている方	町田市保健所 (保健対策課 保健対策係) 町田市中町2-13-3 TEL 042(722)7636	7月22日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 被爆者一般疾病医療機関申請事項変更届 印鑑
結核の指定医療機関				<ul style="list-style-type: none"> 結核指定医療機関変更届 印鑑
鉄砲刀剣類等所持許可者・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律届出者の住所変更	各許可証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110	7月22日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 許可証 住居番号決定通知書
酒類販売業免許証の住所変更	酒類販売の免許をお持ちの方	町田税務署 町田市中町3-3-6 TEL 042(728)7211		<ul style="list-style-type: none"> 異動申告書 印鑑

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

その他

変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
転籍届	転籍をご希望の方 (戸籍の筆頭者及び配偶者)	市役所市民課 TEL 042(724)2865 各市民センター	転籍を ご希望の方は 7月22日以降、 変更手続きを してください。 ※詳しくは 2ページの注1 をご覧ください。	・転籍届 ・届出人の印鑑
犬登録	犬登録を している方	市役所生活衛生課	手続きの必要はありません。 市役所が新しい住所に書き換えます。	
シルバーパス	シルバーパスを お持ちの方	神奈川中央交通 ・町田営業所 ・町田駅前サービスセンター ・町田ターミナルサービスセンター	7月22日以降、 変更手続きを してください。	・住居番号決定通知書
その他の各種免許、許可、許可証等の住所変更	各種免許、許可、 許可証をお持ちの方	法律・条例等に 定めるところ	法律・条例等に 定める期限内	・法律・条例等に 定める必要書類 ・印鑑
旅券(パスポート)	<p>■旅券(パスポート)の所持人記入欄に住所を記載している方は、ご自分で旧住所を2本線で消し、新しい住所を記入してください。(修正液の使用は不可。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>例) 高ヶ坂一丁目22番33号 東京都町田市 高ヶ坂1234番地56</p> </div>			
勤務先・学校など	<p>■勤務先(会社)、学校などへも住所変更手続きをしてください。 なお、町田市立小・中学校へ通学されている場合は、手続きは不要です。</p>			
公共料金など	<p>■上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHKなどの公共料金や、ケーブルテレビのJ:COMせたまち、イッツコムについては、特に手続きの必要はありません。</p>			

中小企業融資制度のご案内

町田市が行う住所整理事業等により必要となる事業資金に関する融資制度があります。

詳しくは、市役所経済観光部 産業観光課(TEL042-724-2129)までご確認ください。

住居番号決定通知書 が不足する場合は…

住所変更の手続きに要する住居番号決定通知書が不足した時は、2014年7月22日以降、証明書を無料で交付します。

その際には、身分証明書をご用意のうえ、下記窓口又は郵送にてお申し出ください。

● 住民登録 されている方

⇒【市役所市民課 TEL042(724)2864 又は 各市民センター、各駅前連絡所、木曽山崎連絡所】

● それ以外(会社・法人 など) の方

⇒【市役所土地利用調整課 TEL042(724)4254】

◆不動産(土地・建物)を所有されている方へ

不動産(土地・建物)をお持ちの方は、住居表示の実施にともない、**不動産登記簿に記載された「所有者の住所」を変更する必要があります。**

次項で登記簿上の変更内容について詳しく説明しますので、ご理解のうえ、お手続きをお願いいたします。

不動産(土地・建物)登記簿上の変更内容について

(不動産の表示の仕方については2ページの「住居表示と地番」をご覧ください。)

住居表示実施の際、「町区域の変更」と「字の廃止」がおこなわれ、不動産登記簿の表題部に記載されている不動産の所在(A)が、**法務局の職権によって「新しい町名」に変更**されます。

なお、もともと不動産を表示するために付けられた「地番」(B)については、原則として**変わりません**。この番号は住居表示実施後も、引き続き『不動産』や『本籍』の表示などで使用されます。

一方、住居表示実施後の『所有者の住所』(C)の表示については、「新しい町名」・「街区符号」・「住居番号」を使用して表わす必要がありますが、法務局の職権ではこの変更ができないため、実施後も、権利者が申請手続きを済ますまでは、旧住所の記載のままとなります。

この**所有者等の住所変更手続き**については**特に期限がないため、実施後に急いで手続きをする必要はありません**。ただし、所有権の移転や抵当権の設定などの際には、新しい住所への変更が必要ですので、実施日以降、必要な時までには手続きを済ますようお願いいたします。

全部事項証明書(土地)の見本 [実施前]

公用 東京都町田市高ヶ坂1234-56 全部事項証明書 (土地)

住居表示実施後は法務局の職権で「高ヶ坂〇丁目」などのように変更されます。

表題部 (土地の表示)		調整	平成〇年〇月〇日	不動産番号	9876543210987
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	町田市高ヶ坂字×号 (A)			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²		原因及びその日付[登記の日付]	
1234番56 (B) ※変更なし	宅地	234	56	1234番56から分筆 [平成〇年〇月〇日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 平成〇年〇月〇日売買 所有者 東京都町田市高ヶ坂1234番地56 町田太郎 (C)

住居表示実施後に登記申請をすれば「高ヶ坂〇丁目22番33号」などのように変更されます。

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成〇年〇月〇日
東京法務局町田出張所 登記官 法務 一郎

◆登記申請書の書き方について

所有者等の住所変更の登記を法務局に申請する場合は、下記の注意事項をご確認のうえ、14～15ページの「記載例」にならって申請書を作成してください。

なお、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。

(送付方法の詳細については、各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。)

登記申請書の記入上の注意事項

- 1 同封の登記申請書をご利用ください。なお、不足の際は用紙をコピーしてお使いください。また、A4判の紙に、同様の様式でご自分で作成していただいてもかまいません。
- 2 同じ所有者であれば、土地と建物を同時に申請できます。
- 3 「不動産の表示」の部分は登記簿と一致するように書いてください。ただし、実施区域内にある不動産の所在については、実施日時点で、法務局の職権により新町名に書き換わりますので、申請書には新しい町名をご記入ください。
- 4 数字は 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 の算用数字を使用してください。ただし、町名(高ヶ坂一丁目など)は除きます。
- 5 文字は直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、インク・黒色ボールペン・カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 6 印刷してあるもの以外の文字を訂正、挿入または削除したときは、この文字数を申請書欄外に「○字挿入」のように記載してその箇所に捺印してください。
- 7 申請書が2枚以上になる場合は、各綴り目に契印してください。
- 8 印鑑は認印で申請できます。
- 9 「登記原因証明情報」として住居番号決定通知書(もしくは証明書)の添付が必要です。これにより登記の原因が住居表示であることが証明され、登録免許税が免除されます。

[重要]

※ 既に転居等をしているにもかかわらず、住所変更の手続きをしていない等の理由で通知書に記載されている住居表示実施前の住所が、登記簿に記載されている住所と相違する場合は、別途移転等の経緯を証明するための書類が必要となる場合があります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

登記についてのお問い合わせは

 東京法務局町田出張所

〒194-0022

町田市森野二丁目28番14号

TEL 042(722)2414

※ 自動音声ガイダンスで「3番」を選択してください。

記載例 1

一般の不動産(土地・建物)の場合

(※敷地権のある区分建物[分譲マンション等]の場合は次ページをご覧ください。)

★共有の不動産の場合

共有の場合、複数の名義人の住所変更を同時に申請することも可能です。

この場合は、「変更後の事項」と「申請人」の各余白部分を使い、緑色の記載例のように、それぞれの氏名・住所をご記入ください。

共有で同時申請する場合は全員の住所変更が確認できる通知書(証明書)を添付してください

この申請書は、現在登記されている所有権登記名義人の古い表示のままの「住所」を「変更後の事項」とおり新しい表示に変更するためのものです。

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

<該当する場合のみご記入ください。>

転居等で住所(所在地)変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 (平成〇年〇月〇日住所移転) 平成26年7月21日 住居表示実施

変更後の事項 共有者町田太郎の住所 町田市 高ヶ坂一丁目 22番 33号
 及び 共有者町田花子の住所 高ヶ坂二丁目33番44号

申請人 住所 町田市 高ヶ坂一丁目 22番 33号
 氏名 町田 太郎 (印)
 連絡先の電話番号 000-000-0000

住所 高ヶ坂二丁目33番44号
 氏名 町田 花子 (印)
 連絡先の電話番号 000-000-0000

新住所を記入します

氏名を記入し認印を押してください

住居表示決定通知書を添付して申請してください

添付書類 登記原因証明情報

平成 〇 年 〇 月 〇 日申請 東京法務局町田出張所 御中

※証明書でも可

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

申請日を記入してください
 ※実施日以降でなければ申請はできません

送付の方法により登記完了証の交付を希望します

〒194-0014

送付先の住所 町田市高ヶ坂一丁目22番33号

不動産の表示 (土地) 申請書提出の際に... 登記が完了すると完了証が発行されますので、法務局で受領してください。郵送受領を希望する場合は、完了証郵送希望欄にチェックをして、392円分の切手を貼った定型返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。

不動産番号 9876543210987

所在 町田市 高ヶ坂一丁目

地番 1234 番 5

地目 宅地

地積 234.56 平方メートル

※区域内の土地の場合、ここには「新町名」を記入してください

(建物) 不動産番号 9876543210987

所在 町田市 高ヶ坂一丁目 1234 番地 5

家屋番号 1234 番 5

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 123.45 平方メートル
 2階 98.76 平方メートル

お持ちになっている権利証等を確認して正確にご記入ください

名義人住所を変更したい不動産を記入します。



不動産番号は記載がなくても大丈夫!

不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。これを記載すると...

- ◎土地については 所在・地番・地目・地積
- ◎建物については 所在・家屋番号・種類・構造・床面積

の表示の記載を省略することができます。

町田市以外の不動産について申請する場合

市外の不動産の場合、用紙に印字されている「東京法務局町田出張所」や「町田市」の部分で訂正してください。該当箇所を二本線で消し、余白に管轄法務局名及び市名をご記入ください。(この場合、訂正印は不要です。)

記載例 2

敷地権のある区分建物(分譲マンション等)の場合

(※一般の不動産(土地・建物)の場合は前ページをご覧ください。)

★共有の不動産の場合

共有の場合、複数の名義人の住所変更を同時に申請することも可能です。

この場合は、「変更後の事項」と「申請人」の各余白部分を使い、緑色の記載例のように、それぞれの氏名・住所をご記入ください。

共有で同時申請する場合は全員の住所変更が確認できる通知書(証明書)を添付してください

この申請書は、現在登記されている所有権登記名義人の古い表示のままの「住所」を「変更後の事項」とおり新しい表示に変更するためのものです。

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

<該当する場合のみご記入ください。>

転居等で住所(所在地)変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。

登記申請書

(この破線部分は法務局の使用欄なので何も記入しないでください)

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 (平成〇年〇月〇日住所移転) 平成26年7月21日 住居表示実施

新住所を記入します

変更後の事項 共有者町田太郎の住所 町田市 高ヶ坂一丁目 22番 33号 町田マンション101 及び共有者町田花子の住所 高ヶ坂一丁目22番33号 町田マンション101

申請人 住所 町田市 高ヶ坂一丁目 22番 33号

氏名 町田 太郎

連絡先の電話番号 000-000-0000

住所 高ヶ坂一丁目22番33号 町田マンション101

氏名 町田 花子

連絡先の電話番号 000-000-0000

氏名を記入し 認印を押してください

添付書類 登記原因証明情報

住居表示決定通知書を添付して申請してください

平成 〇 年 〇 月 〇 日申請 東京法務局町田出張所 御中

※証明書でも可

申請日を記入してください

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

※実施日以降でなければ申請はできません

送付の方法により登記完了証の交付を希望します

送付先の住所 〒194-0014 町田市高ヶ坂一丁目22番33号 町田マンション101

不動産の表示

申請書提出の際に...

登記が完了すると完了証が発行されますので、法務局で受領してください。郵送受領を希望する場合は、完了証郵送希望欄にチェックをして、392円分の切手を貼った定型返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。

(一棟の建物の表示) 所在 町田市 高ヶ坂一丁目 1234 番地 5

建物の名称 町田マンション

(専有部分の建物の表示)

不動産番号 9876543210987

家屋番号 高ヶ坂一丁目 1234 番 5-101

建物の名称 町田マンション

種類 宅地

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 1階部分 98.76 平方メートル

(敷地権の表示)

所在及び地番 町田市 高ヶ坂一丁目 1234 番 5

地目 宅地

地積 543.21 平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 500分の43

※区域内の場合、ここには「新町名」を記入してください

お持ちになっている権利証等を確認して正確にご記入ください

名義人住所を変更したい不動産を記入します。

不動産番号は記載がなくても大丈夫!

不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。これを記載すると...

◎一棟の建物の表示・専有部分の建物の表示の記載を省略することができます。

町田市以外の不動産について申請する場合

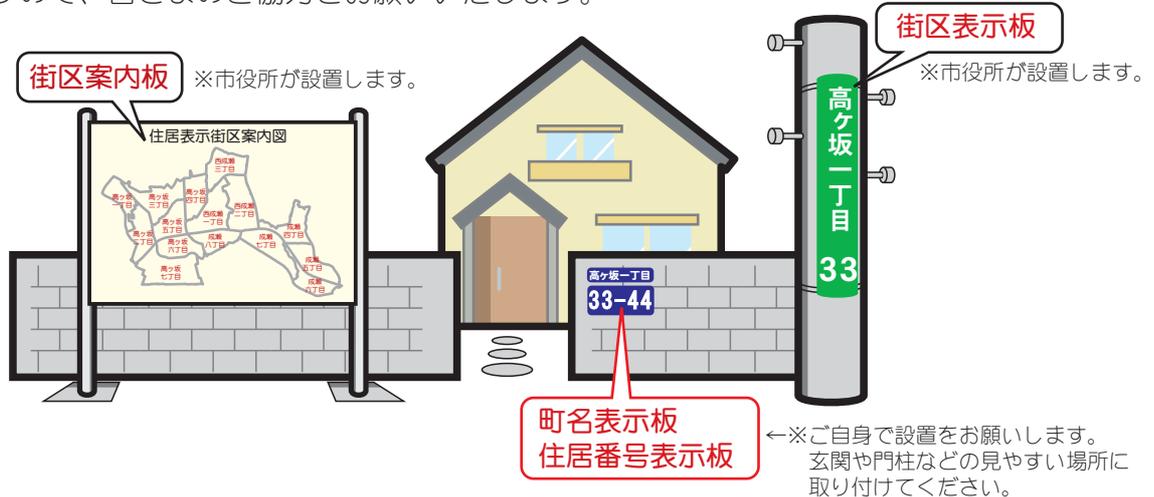
市外の不動産の場合、用紙に印字されている「東京法務局町田出張所」や「町田市」の部分で訂正してください。該当箇所を二本線で消し、余白に管轄法務局名及び市名をご記入ください。(この場合、訂正印は不要です。)

◆町名表示板、住居番号表示板の設置のお願い

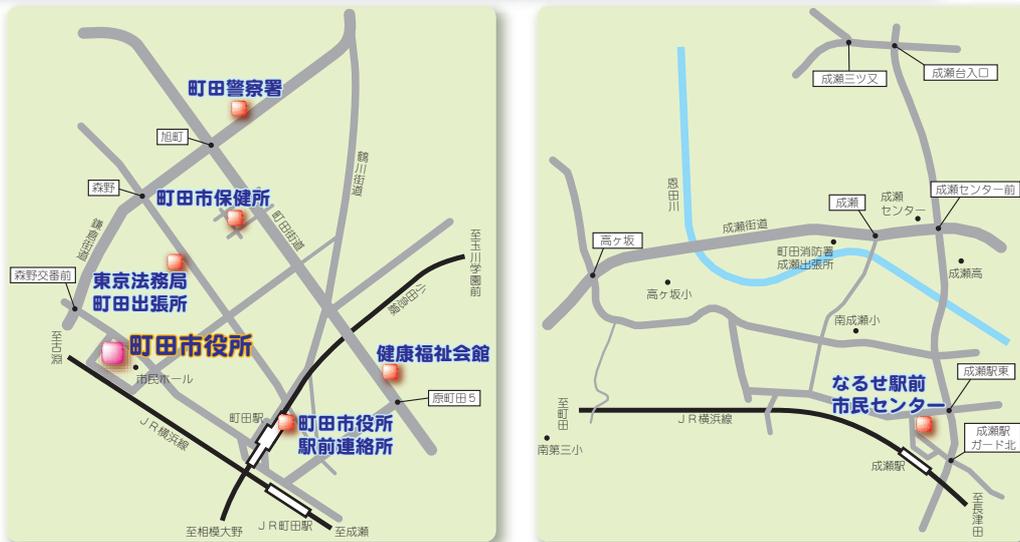
住居表示実施後には、街区の位置状況を表示する【街区案内板】と、街区符号などを表示する【街区表示板】を、市役所が取り付けします。

一方、皆さまには【町名表示板】と【住居番号表示板】を配付しますので、各建物の玄関や門柱など、見やすいところにご自分で取り付けいただくようお願いいたします。

これらの表示板の取り付けによって住居表示の効果が一層高まり、住所がよりわかりやすくなりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。



◆関係行政機関位置図



お問い合わせ先

■ 住居表示についてのお問い合わせは・・・

■ 手続きに関すること

町田市役所 代表電話 (年中無休 午前7時～午後11時)

電話：042-722-3111

■ 住居表示制度に関すること

町田市役所 土地利用調整課 (平日 午前8時30分～午後5時)

電話：042-724-4254

■ 配付物に不備などがあった場合は・・・

㈱ヤチホ (平日 午前9時～午後5時 [午後0時～午後1時を除く])

電話：0120-147894 (フリーダイヤル)

※本フリーダイヤル利用可能期間は2014年9月30日までです。